

草津市情報化推進計画(案)



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

2020 年（令和 2 年）3 月

総合政策部情報政策課

目次

第1章 趣旨	1
1. 目的	1
2. 位置づけと期間	2
第2章 情報通信技術の社会動向	3
1. 国の情報通信技術を用いた施策	3
2. 滋賀県の情報通信技術を用いた施策	7
3. 情報通信サービスの利用動向	9
第3章 情報化推進の現状	11
1. 草津市における情報化の取組	11
2. 情報通信技術（ICT）による課題解決の可能性とニーズ	16
第4章 情報化推進計画の施策	17
1. 基本理念	17
2. 基本方針	18
3. 計画の体系	20
4. 重点施策	21
基本方針1 市民サービスの利便性の向上	21
基本方針2 地域活力の維持・発展	23
基本方針3 行政運営の効率化	24
第5章 計画の推進	25
用語集	27

第1章 趣旨

1. 目的

2010年（平成22年）3月に草津市の情報化の将来像を見据えた様々な情報化施策を明らかにし、市民サービスの向上を念頭に今後の情報化推進のあり方を示すものとして、「草津市情報化推進の指針」を策定しました。

策定から10年が経過した今日においては、A I・R P Aをはじめとする情報通信技術が飛躍的な進歩を遂げています。

また、わが国では少子高齢化等により、今後、労働生産力の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大等といった課題の深刻化が懸念されることから、国において「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」によりデジタル社会の実現に向けた重点計画を取りまとめるなど、情報通信技術を活用した様々な取組を進めています。

本市においても、近い将来、少子高齢化により人口減少時代を迎え、行政サービスの増大局面から減少局面への転換を強いられることが想定されることから、将来を見据えて乗り越えなければならない課題に的確に対応するため、これまで以上に行政サービスの効率性の向上に向けた取組が求められています。

これらの背景から、本市では、国の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、県の「滋賀県I C T推進戦略」などを踏まえながら、情報通信技術を積極的に活用することにより、市民サービスの向上と地域社会の維持・発展、さらに行政サービスの効率化を目指し、「草津市情報化推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2. 位置づけと期間

2016 年（平成 28 年）12 月、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため施行された「官民データ活用推進基本法」（以下、「基本法」という。）第 9 条第 3 項において、市町村の努力義務として「市町村官民データ活用推進計画」の策定が求められています。

本計画は、この規定に基づき「市町村官民データ活用推進計画」に位置付けるとともに、本市の情報化を進めるための基本的な方向性と情報化施策を明らかにするものとして策定します。

本計画は、国・県の動向や情報通信技術を巡る昨今の急激な技術開発と社会情勢の変化、さらに、第 6 次草津市総合計画第 1 期基本計画の計画期間を踏まえ、2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 5 年間を計画期間とし、その後、本市総合計画の計画期間に合わせて見直しを行います。

なお、本計画の策定に伴い、2010 年度（平成 22 年度）から 2020 年度（令和 2 年度）までの 11 年間を計画期間とした「草津市情報化推進の指針」については、2020 年（令和 2 年）3 月 31 日限りでその効力を失うものとします。

	令和												
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
第 6 次草津市 総合計画		第 6 次草津市総合計画											
		第 1 期				第 2 期				第 3 期			
草津市情報化 推進計画	草津市情報化推進計画				草津市情報化推進計画				草津市情報化推進計画				
					見直				見直				

第2章 情報通信技術の社会動向

1. 国の情報通信技術を用いた施策

(1)国家 I T 戦略の推移

政府は、2001 年（平成 13 年）1 月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（I T 総合戦略本部）を設置し、「e-Japan 戦略」を策定することにより、全ての国民が I T を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組（ブロードバンド回線の普及等のインフラ面や技術面）を開始しました。

その後、ネットワークインフラの整備に重点を置いた施策を進め、2013 年（平成 25 年）6 月に、新たな I T 戦略（世界最先端 I T 国家創造宣言）を閣議決定しています。

2016 年（平成 28 年）12 月、国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するため「官民データ活用推進基本法」が施行されました。

これを受け、2017 年（平成 29 年）5 月に「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」の実現に向けた重点計画を取りまとめ、「成長戦略実行計画」等の閣議決定の中で、デジタル市場のルール整備、スマート公共サービス等の取組を進めています。

2019 年（令和元年）5 月には、「デジタル手続法」が成立し、行政手続きを原則インターネットで受け付けるようにするとともに、行政手続きを I T で処理する「デジタルファースト」、同一の情報提供は求めない「ワンスオンリー」、手続きを一度に済ます「コネクテッド・ワンストップ」の 3 原則を柱として、デジタル政府の一層の推進を図っています。

また 6 月には、I T 総合戦略本部の官民データ活用推進戦略会議において、「デジタル時代の新たな I T 政策大綱」が示され、その中で、デジタル時代を勝ち抜くための環境整備と社会全体のデジタル化による課題解決について明記するなど、デジタル時代の I T 政策のあるべき姿が提示されています。

(2)社会全体を通じたデジタル・ガバメント

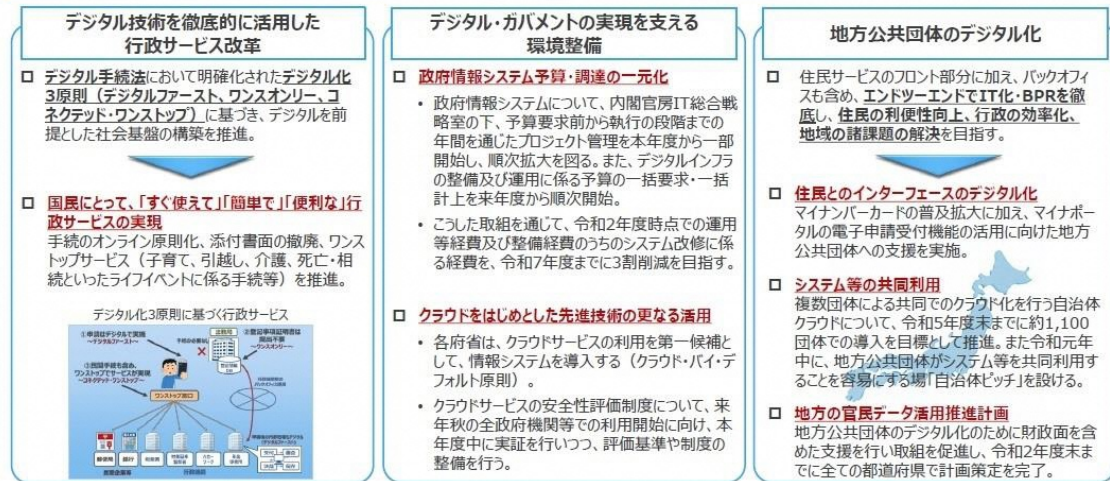
2019 年（令和元年）6 月に変更された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（閣議決定）において、社会課題の解決と経済成長を実現するため、社会全体を通じたデジタル・ガバメントを推進するとしています。

◆目指す社会像

- 1)必要なサービスが、時間と場所を問わず最適な形で受けられる社会
- 2)官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会

重点取組 「我が国社会全体を通じた、デジタル・ガバメント」

- デジタル技術の徹底活用と、国と地方、官と民の枠を超えた行政サービスの見直しにより、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントを実現し、社会課題の解決、経済成長の実現を目指す。



（※2019.6 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 IT 新戦略の概要より引用）

(3) Society 5.0 の実現

I o T、ロボット、人工知能（A I）、ビッグデータといった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 の実現を目指すとしています。その中で特に、スマート公共サービスとして、「マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築」、「個人・法人による手続の自動化」、「学校の I C T 環境の整備」について取り組むべき方向性が示されています。

(4) 官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進

「官民データ利活用社会」のモデルを構築するため、官民データ活用推進基本法第8条に規定する官民データ活用推進基本計画が策定されました。官民データ活用推進基本計画は、新しい社会インフラとしての「データ利活用のための基盤」の整備を、国と各地方公共団体等が一体となって全体を俯瞰しながら取り組むための「見取図」とするもので、国は、世界最先端を目指すべく世界の中での我が国の I T 関連技術開発の置かれた状況を的確に把握しながら総合的に推進するとしています。

官民データ活用推進基本計画で示された施策項目を、以下に示します。

- ① 行政手続等のオンライン化原則
- ② オープンデータの促進
- ③ データの円滑な流通の促進
- ④ データ利活用のルール整備
- ⑤ マイナンバーカードの普及・活用

- ⑥利用の機会等の格差の是正
- ⑦情報システム改革・業務の見直し
- ⑧データ連携のためのプラットフォーム整備
- ⑨研究開発
- ⑩人材育成、普及啓発
- ⑪国の施策と地方の施策との整合性の確保
- ⑫国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

(5) デジタル手続法

2019 年（令和元年）5 月に成立したデジタル手続法において、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル化 3 原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）が基本原則として明確化され、行政手続の原則オンライン化、添付書類の撤廃およびワンストップサービスの推進に取り組むことにより、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスの実現を目指としています。

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

- 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
 - ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- ・本人確認や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- ・情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

（※2019.5.31 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 デジタル手続法についてより引用）

(6)スマート自治体への転換

総務大臣主催の自治体戦略2040構想研究会が2018年（平成30年）7月にまとめた第二次報告において、スマート自治体への転換として、自治体の経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには破壊的技術（AIやロボティクスなど）を積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせないとしています。

(7)マイナンバーカードの普及、利活用の推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、マイナンバーカードの普及を強力に推進するとともに、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとし、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図るとしています。

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

■マイナンバーカードの健康保険証利用

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- ・令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すとともに、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- ・令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を公表。国家公務員や地方公務員によるマイナンバーカードの取得を促進。

■マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- ・市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- ・マイナンバーカードの利便性、保有のメリットの向上、利活用シーンの拡大。

（※2019.6.4 デジタル・ガバメント閣僚会議（第4回）資料1－1より引用）

(8)デジタル・デバイド解消対策

情報通信技術の進展は、社会に大きな変革をもたらすとともに、私たちに様々な恩恵をもたらしており、社会全体のデジタル化を進めるにあたっては、全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境整備が求められ、特に、高齢者等に対しデジタル活用支援員の仕組みについて、全国展開を視野に入れた検討を行い、誰もが情報通信技術の恩恵を享受できるよう情報バリアフリー関連施策を積極的に推進していくとしています。

2. 滋賀県の情報通信技術を用いた施策

2018年（平成30年）3月に策定された「滋賀県ICT推進戦略」では、日々進展するICTやサービス、データの収集・分析技術を的確に捉え、施策をブラッシュアップしながら、県民の生活の質の向上、経済活動におけるイノベーションの創出、安全・安心な地域づくり等に取り組むとしています。

(1)方針

基本方針1 全ての県民にICT・データ利活用を広げていく

ICTやデータの利活用が大きな効率化や新たな価値の創造をもたらす一方で、年齢、身体的な制約、地理的条件、所得等による利活用の差が個人の生活の質に影響すると考えられています。

実際の生活や社会の様々な場面において、全県民が身近にその便益を受けることができるようにICTやデータの利活用を進めていきます。

基本方針2 ICT・データを活用し、限りある資源を共有・シェアする

人口減少社会に対応し、県民の生活や産業の持続可能な発展を実現するためには労働力、財源、エネルギー等、限りある資源を効率的かつ有効に利用することが求められています。

インターネットのマッチング機能を活かしたシェアリング・エコノミーの視点を取り入れたり、ビッグデータを共有して利用したりすること等により、ICTやデータを活用し、有形・無形の資源の共有・シェアを進めていきます。

基本方針3 多様な主体・異分野の連携によりICTデータで新たな価値を創造する

新たなIoTサービスの創出など、ICTやデータを活用して生活・産業に新しい価値やイノベーションをみ出すため、ユーザー、事業者、NPO、大学、行政など、多様な主体による緊密な連携・協働を進めていきます。

また、関連のある異分野の施策を組み合わせたアプリケーションの開発等（「防災×観光」「農業×観光×環境等」）、親和性の高い分野におけるICTやデータの利活用を進めていきます。

(2)重点戦略

重点戦略1 地域・産業で再創造する（～ICTで創る～）

- ①IoTの推進による地域の課題解決と本県経済の活性化
- ②スマート農業の推進
- ③地域のエネルギー・交通への活用
- ④ICTの活用による観光振興
- ⑤マイナンバーカードを活用した地域の活性化
- ⑥シェアリング・エコノミーの普及促進

重点戦略2 安全・安心な生活を守る（～ICTで守る～）

- ①防災・防犯分野におけるICTの活用
- ②健康・医療・介護分野におけるICTの活用
- ③社会資本の整備・維持管理におけるICTの活用

重点戦略3 働き方・行政サービスを革新する（～ICTで変える～）

- ①ICTによる「働き方改革」の実現
- ②インターネット利用による手続等に係る取組(オンライン化原則)
- ③オープンデータの推進
- ④マイナンバー制度の普及・活用
- ⑤業務・システム改革
- ⑥EBPMの推進

重点戦略4 滋賀県発の人材を育成する（～ICTを（で）育てる～）

- ①専門教育
- ②学校教育
- ③ICTリテラシー
- ④官民データ活用基盤の構築（後掲）

重点戦略5 ICT基盤を確立する（～ICTを支える～）

- ①情報通信ネットワークの整備促進
- ②官民データ活用基盤の構築
- ③ICTおよびデータの活用を推進するための場づくり

3. 情報通信サービスの利用動向

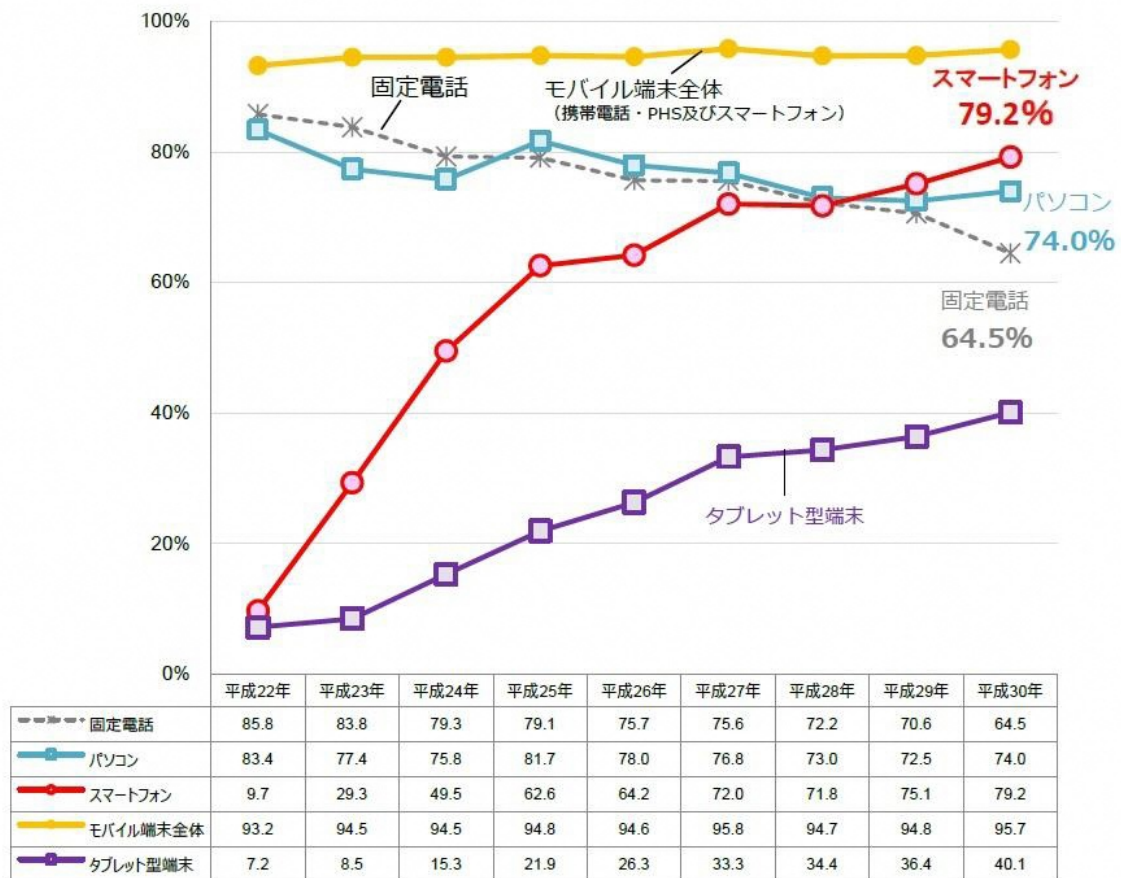
(1) 情報通信機器の普及

総務省が2018年（平成30年）9月末に実施した世帯および企業における情報通信サービスの利用動向調査の結果によると、世帯の情報通信機器の保有状況は、「モバイル端末全体」で95.7%となり、その内数である「スマートフォン」は79.2%で、「パソコン」（74.0%）を上回っています。

主な情報通信機器の保有状況（世帯）

（平成22年～平成30年）

スマートフォンを保有している世帯の割合が、約8割まで増加しており、固定電話（64.5%）・パソコン（74.0%）を保有している世帯の割合を上回っている。

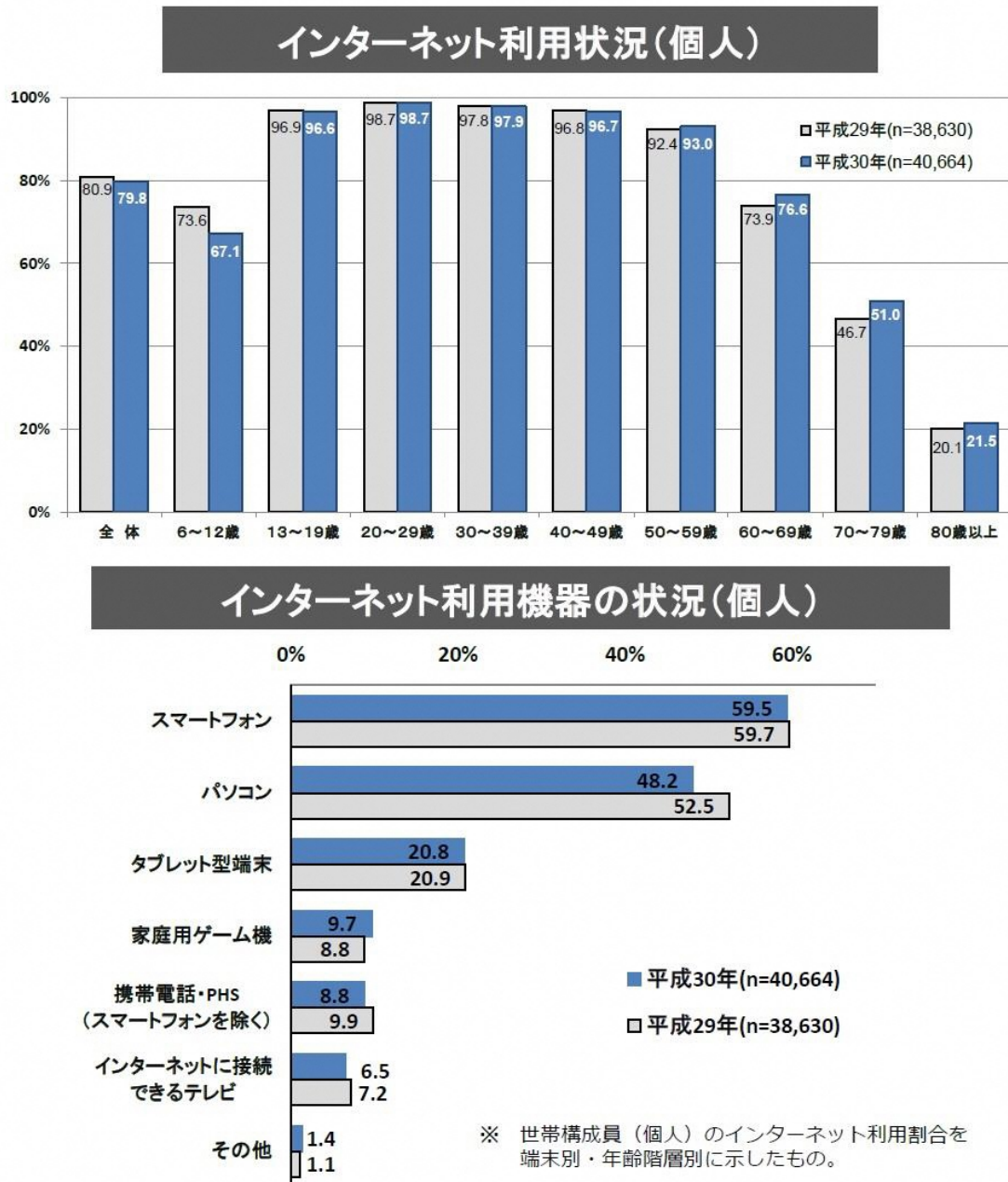


※当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。

（※2019.5.31 総務省平成30年通信利用動向調査の結果より引用）

インターネット利用者については、13歳から59歳までの利用が9割を超え、個人のインターネット利用機器に関しては、スマートフォンがパソコンを上回っています。

また、全体の利用については80.9%と8割を超え、これは「草津市情報化推進の指針」を策定した当時の「平成21年度版情報通信白書」の人口普及率が75.3%であったことと比較すると、率にして5.6ポイントの上昇となっています。



(※2019.5.31 総務省平成30年通信利用動向調査の結果より引用)

第3章 情報化推進の現状

1. 草津市における情報化の取組

本市では、2010年（平成22年）3月に策定した「草津市情報化推進の指針」の基本理念で示した情報化推進の指針に基づき、主に窓口サービスの高度化や情報システムの最適化・基盤の充実などの取組を進めています。

(1)草津市情報化推進の指針

- ①本市の活力を広く知ってもらう情報化の推進
- ②市民サービスの向上に資する情報化の推進
- ③行政運営の向上に資する情報化の推進

(2)草津市の情報化推進施策取組状況

①オープンデータの推進

㊦オープンデータカタログサイトの構築

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、保有するデータのオープンデータ化に取り組んでいます。

ダウンロードできるデータには、「市政情報」をはじめ、「くらし」、「学ぶ・楽しむ」、「福祉・健康」、「子育て」、「GIS連携データ」におよび市民生活に密接に結び付く情報も多く含まれています。

①公開型GISサイトの構築

オープンデータカタログサイトとともに公開型GISサイトを構築し、草津市が保有する道路や公共施設等の地図情報のオープンデータ化に取り組んでいます。

防災マップをはじめ、都市計画図、まめバス路線図や教育施設、各種健診、ごみ収集地区など市民生活にかかわりの深い情報の公開を進めています。

②システム構築における民間サービス利用の促進

クラウドを含めた民間サービスを積極的に活用し、必要な機能の柔軟かつ迅速な導入、投資対効果の向上に取り組んでいます。

㊦メール配信サービス

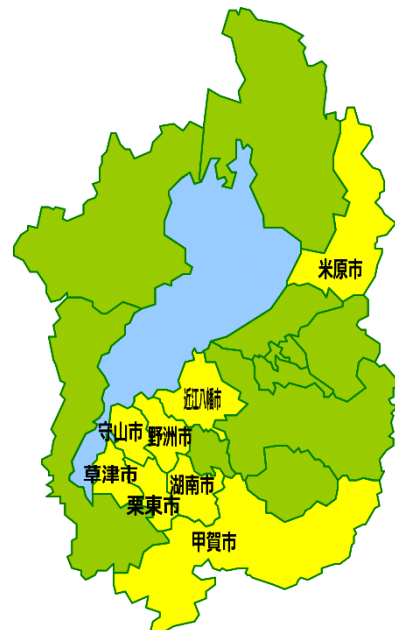
あらかじめ登録されたスマートフォンやパソコンのアドレスに、不審者情報などの「安全安心情報」や、予防接種・健診などの「健康づくり・保健衛生情報」、さらに、生涯学習やスポーツ振興にかかる「各種イベント」などの情報を配信しています。

①簡易電子申請システム

市の一部の手続きについて、インターネットを利用して、24 時間 365 日、申請や届け出をすることができる簡易電子申請サービスに取り組んでいます。

③おうみ自治体クラウド協議会（法定）による基幹系システム等の共同調達事業

2013 年（平成 25 年）10 月にグループウェアを近隣市と共同調達したことを契機として、2019 年（平成 31 年）4 月時点で 8 市（草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市、米原市、甲賀市）からなるおうみ自治体クラウド協議会を結成し、住民記録や税情報などからなる基幹系システムをはじめ、図書システムや、印刷物等の共同調達、共同発注に取り組んでおり、業務効率化と経費削減を共同で進めています。



おうみ自治体クラウド協議会沿革

2015 年（平成 27 年）10 月	おうみ自治体クラウド協議会設立 （草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市）
2017 年（平成 29 年）4 月	近江八幡市が加入
2018 年（平成 30 年）4 月	米原市が加入
2019 年（平成 31 年）4 月	甲賀市が加入

おうみ自治体クラウド協議会共同調達事業

- ・基幹システム
- ・コンビニ交付システム
- ・コンビニ収納代行業務
- ・公金収納代行サービス
- ・戸籍システム
- ・図書館システム
- ・グループウェア
- ・帳票アウトソーシング
- ・プレミアム付商品券システムサービス利用事業 等

④教育の情報化

ＩＣＴを学校教育に積極的に活用する「教育の情報化」に注力した取組を進める中で、2016年（平成28年）3月に「草津市教育情報化推進計画」を策定し、子どもの生きる力を育むこと、そして学校の教育力を高めるための方策として、ＩＣＴを活用したさらなる教育の情報化に取り組んでいます。

（主な取組）

- ・草津型アクティブ・ラーニングの全市展開
- ・校務支援システムの活用による校務の効率化
- ・教員のＩＣＴ活用指導力向上に向けた教職員研修の実施

⑤子ども・子育て支援ＡＩ化事業

子ども・子育て支援のさらなる充実に向けた糸口として、多様な保護者からの希望条件を捉え、保育所等の入所選考を早く、きめ細やかに行うことにより、保護者の満足度の向上と人件費の削減を図ることを目的として、保育所ＡＩ入所選考システムを利用した入所調整に取り組んでいます。

⑥スマート自治体滋賀モデル研究会への参画

2019年（令和元年）7月3日に県内における行政サービスの改革による住民の利便性向上および自治体組織の働き方改革に資する行政事務の効率化を推進することを目的としており、草津市では発足当初より参画し、滋賀県をはじめ大津市、近江八幡市とともに、ＩＣＴを活用した県内独自の取組の企画、提案に向けた情報の収集および交換、事例検証、課題整理、解決方策の検討に取り組んでいます。

⑦中間標準レイアウト仕様の活用

システム更改時における調達要件として、中間標準レイアウトを仕様とすることで、ベンダーロックインを回避するとともに、最適な製品選定、システム導入コストの削減に取り組んでいます。

⑧びわ湖 Free Wi-Fi の推進

滋賀県内で整備が進むびわ湖 Free Wi-Fi（インターネットを利用した情報収集と発信が容易にできる無料公衆無線 LAN）の整備を推進しています。

⑨R P A の実証実験、導入検討

情報システムに関わる最新技術の動向や社会情勢の変化を踏まえ、急速に開発や実用化が進む R P A といった先端技術を積極的に活用し、自動化による工数削減となる業務を見極め、導入効果の検証を行い、本格導入へ向けた検討に取り組んでいます。

⑩多言語通訳サービスの実証実験、導入検討

外国人向け窓口サービスの向上を図るため、多言語対応によるテレビ電話通訳サービスが利用できるタブレット端末で3者間通訳を行う実証実験により、多言語通訳サービスの動作確認、行政の専門用語への対応状況、導入効果の検証を行い、本格導入へ向けた検討に取り組んでいます。

⑪引越しワンストップサービス実証実験

引越しに際して行う様々な手続の負担を軽減すべく、国において推進している「引越しワンストップサービス」のマイナポータルを活用した転出手続の電子申請や来庁して行う転入手続の効率化などのサービスなどの実装に向けての実証実験に参加しています。

⑫健幸都市づくりの推進に関する協定

本市と西日本電信電話株式会社とオムロンヘルスケア株式会社との三者による連携協定を結び、健幸都市づくりの推進に向けて I C T や I o T を活用し、地域の課題解決につながる取組連携を進めています。

⑬セキュリティ対策

草津市情報セキュリティポリシーに基づきセキュリティ対策を実施するとともに、国において求められている自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を実施しました。

全国の自治体に求められる三層の情報セキュリティ対策

- 1 マイナンバー利用事務系（基幹系）は、住民情報の流出を徹底して防ぐ。
- 2 L G W A N接続系とインターネット接続系を分割する。
- 3 インターネット接続口を都道府県ごとに集約（自治体情報セキュリティクラウド）して高度な監視を行う。

(3)草津市情報化推進の指針の総括

草津市情報化推進の指針においては、市民サービスの向上に資する情報化の推進として、防災マップをはじめ都市計画図などの市民生活にかかわりの深い地図情報を公開するためのG I Sサイトの構築や、I C Tを学校教育に積極的に活用する教育の情報化への取組を進め、さらに、行政運営の向上に資する情報化の推進として、おうみ自治体クラウド協議会による基幹（住民情報）系システム等の共同調達による業務効率化と経費削減を進めるなど、一定の成果を上げることができました。

一方で、産業の情報化（情報通信技術を活用した異業種間交流や人材の育成支援）や、地域コミュニティの情報化支援（文化施設やスポーツ施設などの予約状況にかかる情報提供）、くらしのサービスの充実（窓口サービスの高度化、情報化）においては十分な進展が図れたとは言えず、さらなる情報化に取り組む余地が残されています。

また、草津市情報化推進の指針を策定して10年が経過し、情報通信技術の進展とともに情報をやり取りする手法や、パソコンや携帯電話からスマートフォンやタブレット端末に代表されるスマートデバイスへと急速に変化する中で、市民ニーズも広がっています。

このように草津市情報化推進の指針を進める中で生じた課題については、日々進化する情報通信技術を積極的に活用することで、さらに市民サービスの向上につながるものとなるよう取り組む必要があります。

2. 情報通信技術（ＩＣＴ）による課題解決の可能性とニーズ

情報通信技術（ＩＣＴ）は、あくまでも行政サービスを提供するための手段であるとともに、ＩＣＴの利活用の出発点は市民のニーズであることから、市民意識調査から浮かび上がる課題についても情報通信技術を活用して改善、さらに解決へと導ける可能性があります。

多種多様な市民ニーズについて、「草津市のまちづくりについての市民意識調査」（2018年（平成30年））のうち基本方針別に見た重要度評価から必要なニーズを把握します。

(1)市民意識調査（基本方針別にみる重要度評価）からみた市民ニーズ

市民ニーズが比較的高いと思われる項目は以下のとおりです。

- ①「人」が輝くまちをつくるための基本方針
 - ➡ 「子どもの生きる力を育む教育の推進」
 - ➡ 「学校の教育力の向上」
- ②「安心」が得られるまちをつくるための基本方針
 - ➡ 「犯罪のないまちづくり」
 - ➡ 「あんしんできる高齢期の生活への支援」
 - ➡ 「安心して子育てができる環境づくり」
- ③「心地よさ」が感じられるまちをつくるための基本方針
 - ➡ 「水の安定供給」
 - ➡ 「安全・安心な道路の整備」
- ④「活気」があふれるまちをつくるための基本方針
 - ➡ 「農業の振興」
 - ➡ 「観光の振興」
- ⑤「行財政マネジメント」のための基本方針
 - ➡ 「職員力の向上」
 - ➡ 「健全な市政運営」
 - ➡ 「市民との情報共有の推進と公正の確保」

第4章 情報化推進計画の施策

1. 基本理念

全国的な人口減少社会の中、本市においても年々高齢化率が高まるなど、市政を取り巻く様々な環境が変化・多様化し、よりきめ細かな市民サービスの提供が求められています。

厳しい財政状況をはじめ、近い将来訪れる人口減少局面で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止めつつ、今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していく、市政を取り巻く社会情勢の著しい変化に対応することのできる施策が必要です。

情報通信技術（ＩＣＴ）を活用することにより、本市が抱える様々な課題を解消し、市民中心の行政サービスを実現するため、本計画の基本理念を市民サービスの向上と地域社会の維持・発展を念頭に、次のとおり定めます。



ＩＣＴで豊かさを感じられるまち 草津

2. 基本方針

基本理念「ＩＣＴで豊かさを感じられるまち 草津」の実現を図るには、市民ニーズの充足を図る観点から、ＩＣＴの活用は「市民」のためにある施策でなくてはなりません。

また、市民ニーズの充足には、いきいきとした活気と魅力にあふれる健全で安心した生活を送るためのライフステージが必然的に求められることから、ＩＣＴは「地域社会」にも活用される施策である必要があります。

一方、今後益々厳しさが増すと予見される市の行財政においても、より安定的な運営と地域サービスの質の維持を図る必要性から、「行政運営」にＩＣＴを活用し、より一層の効率化を図る必要があります。

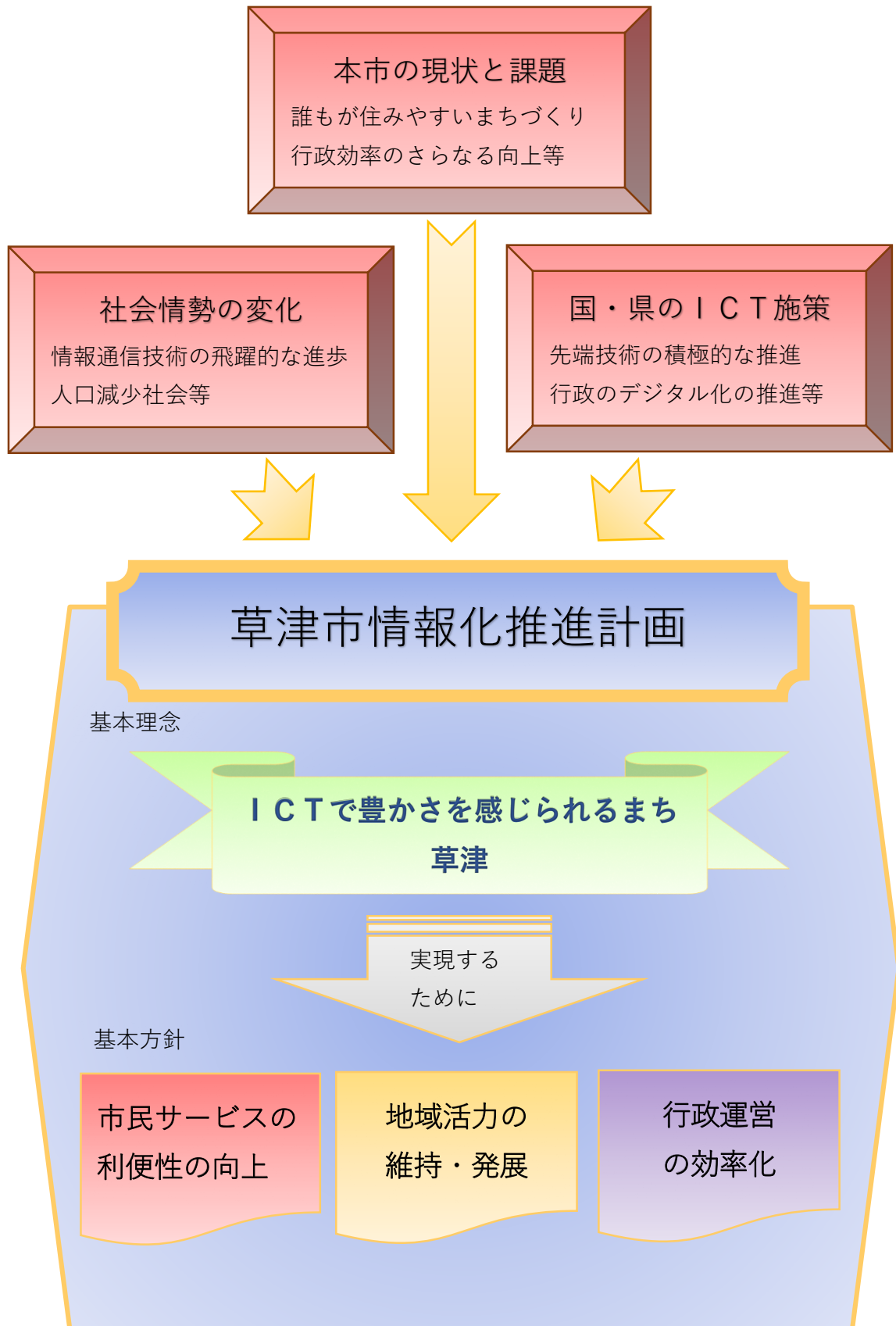
こうしたことを踏まえ、基本理念「ＩＣＴで豊かさを感じられるまち 草津」の実現を図るための基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

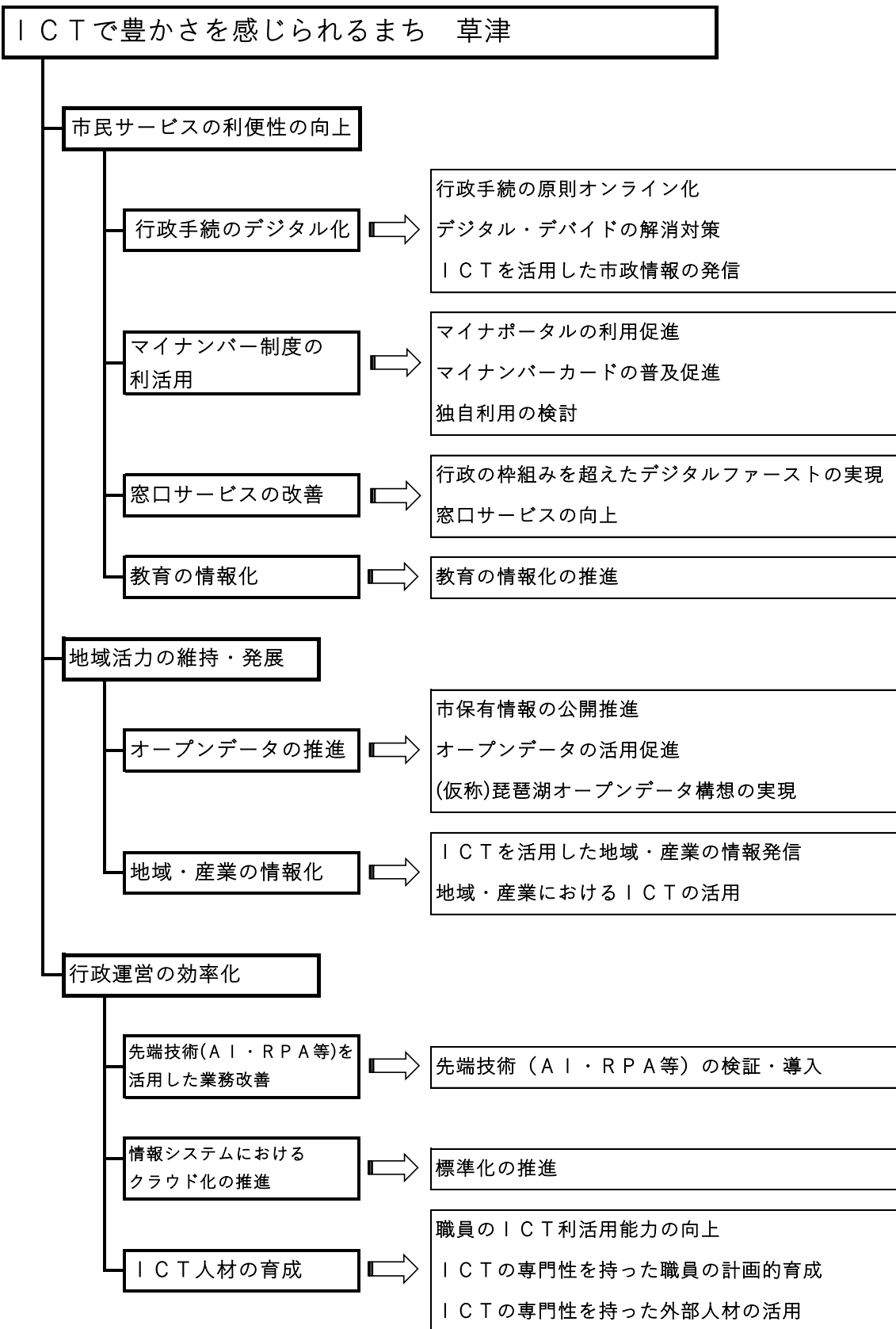
市民サービスの利便性の向上

地域活力の維持・発展

行政運営の効率化



3. 計画の体系



4. 重点施策

3つの基本方針を実現するための重点施策とその内容について説明します。

基本方針1 市民サービスの利便性の向上

ＩＣＴを活用した行政手続のデジタル化を推進することにより、市民ニーズの多様化に対応するとともに、「すぐ使えて」、「簡単」、「便利」な行政サービスの実現を目指します。

特に、ＩＣＴで豊かさを感じられるための施策として、行政手続のデジタル化、マイナンバー制度の利活用、窓口サービスの改善、教育の情報化を推進します。

重点施策1-1 行政手続のデジタル化

ＩＣＴを活用して行政サービスの利便性の向上と効率化を推進します。

①行政手続の原則オンライン化

国や地方自治体、ベンダー（開発者）など多方面から情報の収集・共有を行いながら、マイナンバー制度を活用した行政サービスのデジタル化を図るなど、行政手続の原則オンライン化に取り組みます。

- ・ 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する（デジタルファースト）
- ・ 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする（ワンスオンリー）
- ・ 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する（コネクテッド・ワンストップ）

②デジタル・デバイドの解消対策

市内におけるびわ湖フリーWi-Fiの整備促進といった取組の他、市ホームページで提供する情報やサービスは、障害者・高齢者の利用に配慮し、誰もが快適にアクセスし利用できるようウェブアクセシビリティの確保に取り組んでいます。

今後もデジタル・デバイドを解消し、誰もがＩＣＴを活用できる環境の構築に向けて取り組みます。

③ＩＣＴを活用した市政情報の発信

メール配信での安全安心情報などの市政情報の発信といった取組の他、市ホームページ等において市政情報の発信に取り組んでいます。

今後も利便性の向上や防災をはじめとする安全安心の確保という観点からプッシュ型スマートフォンアプリやチャットボットなどの多様な情報発信について検討します。

重点施策1－2 マイナンバー制度の利活用

マイナンバー制度の恩恵をすべての市民が実感できるよう利便性の向上に取り組めます。

①マイナポータルの利用促進

マイナポータルにおける電子申請「子育てワンストップサービス」を開始しています。電子申請をはじめ積極的にマイナポータルの利用を促進します。

②マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの啓発に取り組み、普及を促進します。

③独自利用の検討

マイナンバー制度の独自利用について検討します。

重点施策1－3 窓口サービスの改善

ICTを活用し、ライフイベントの様々な手続きが窓口で完結するサービスを目指します。

①行政の枠組みを超えたデジタルファーストの実現

県、市の枠組みを超えたデジタルファーストの実現を目指し、行政手続を行う県民・県内外の事業者などが手続に費やす時間、カネ、手間を大幅に削減するとともに、地方公共団体側のバックオフィス事務の省力化とシステム共同利用による人的・財政負担の削減を目指します。(地域コミュニティ情報化支援)

②窓口サービスの向上

自動翻訳機等による多言語対応を図るなど、ICTを活用した窓口サービスの向上について検討します。

重点施策1－4 教育の情報化

ICT等の先端技術を活用した授業改善を図り、アナログとデジタルを融合した新たな学びを創造し、子どもたちの確かな学力と生きる力を育む教育を推進します。

①教育の情報化の推進

ICTを活用した教育の情報化を推進するための施策を展開します。

基本方針2 地域活力の維持・発展

ＩＣＴを活用して、地域社会の課題解決と活性化を図り、地域の維持・発展を実現するための施策として、オープンデータの推進、地域・産業の情報化を推進します。

重点施策2-1 オープンデータの推進

経済の活性化と新たな事業創出を図るとともに、行政の透明性・信頼性の向上と市民協働による公共サービスの実現を目指して、市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

①市保有情報の公開推進

市保有情報は、非常に大切な市民の情報資産であることを踏まえ、非公開情報を除くすべての市保有情報を公開する取組（オープンデータカタログサイト）を進めます。

②オープンデータの活用促進

オープンデータカタログサイトに掲載したオープンデータを、誰もが使いやすいものとなるよう取り組みます。

③（仮称）琵琶湖オープンデータ構想の実現

滋賀県をはじめとする県内全ての地方公共自治体が連携して保有情報を一括して公開するシステムを構築し、更に「見える化」を図ることで、オープンデータの価値の創出を目指します。

重点施策2-2 地域・産業の情報化

ＩＣＴを活用した地域・産業の情報化について検討し、地域、産業の活性化を目指します。

①ＩＣＴを活用した地域・産業の情報発信

ＩＣＴを活用して地域や産業における取組等の情報を発信します。

②地域・産業におけるＩＣＴの活用

地域・産業が抱える様々な課題に対し、ビッグデータの利活用の推進や、異業種間交流、人材の育成支援、さらに地域住民の学び合う機会の創出を図るなど、ＩＣＴを活用した解決策について検討します。また、ＩｏＴを活用した地域・産業の活性化について検討します。

基本方針3 行政運営の効率化

ICTを活用して、行政運営の効率化を図り、EBPMを推進するとともに、行政サービスの向上を実現するための施策として、先端技術（AI・RPA等）を活用した業務改善、情報システムにおけるクラウド化の推進、ICT人材の育成を推進します。

重点施策3-1 先端技術（AI・RPA等）を活用した業務改善

先端技術（AI・RPA等）を活用し、業務の効率化・生産性の向上を図ります。

①先端技術（AI・RPA等）の検証・導入

先端技術（AI・RPA等）をはじめ業務の効率化や生産性の向上を目指す新技術について、導入を視野に入れた検証を進めるとともに、効果が確認できたものについて導入を目指します。

重点施策3-2 情報システムにおけるクラウド化の推進

情報システムにおいて、クラウドの導入を進めます。

①標準化の推進

システム導入や更新時において、標準パッケージシステムの利用やクラウド化などの手法により、業務運用の標準化や経費削減に取り組みます。

重点施策3-3 ICT人材の育成

継続的なICT研修や機会を捉えたスキルの伝達を通じ、ICT人材の育成を進めます。また、ICTを活用した施策の推進に必要な人材を確保するため、専門性を持った外部人材の活用も視野に入れた取組を進めます。

①職員のICT利活用能力の向上

全ての職員を対象とした研修等を通してICT利活用能力の向上を図ります。

②ICTの専門性を持った職員の計画的育成

データの利活用をはじめ、ICTの専門知識や利用技術を持って職務にあたる職員の計画的育成に取り組みます。

③ICTの専門性を持った外部人材の活用

ICTの専門性を持った外部人材の活用について検討します。

第5章 計画の推進

(1)推進体制

①草津市情報化推進懇話会

外部委員による「草津市情報化推進懇話会」を設置し、本計画の実行計画（草津市情報化アクションプラン）を策定することでPDCAサイクルによる進捗確認を行い、着実に情報化施策を推進していきます。

また、施策の費用対効果の確認や、継続、拡大、あるいは凍結や廃止を含め、柔軟に見直しを行い、その結果を本市の情報化施策に反映していきます。

②草津市情報化推進委員会

情報化施策を展開するにあたっては、庁内横断的に関係する全ての部課が主体的に取り組むとともに、様々な業務間の連携が必要不可欠なことから、関係各部課間の連絡・調整を緊密に行う組織（草津市情報化推進委員会）により、必要な情報化施策を加速・推進していきます。

(2)実行計画

①草津市情報化アクションプラン

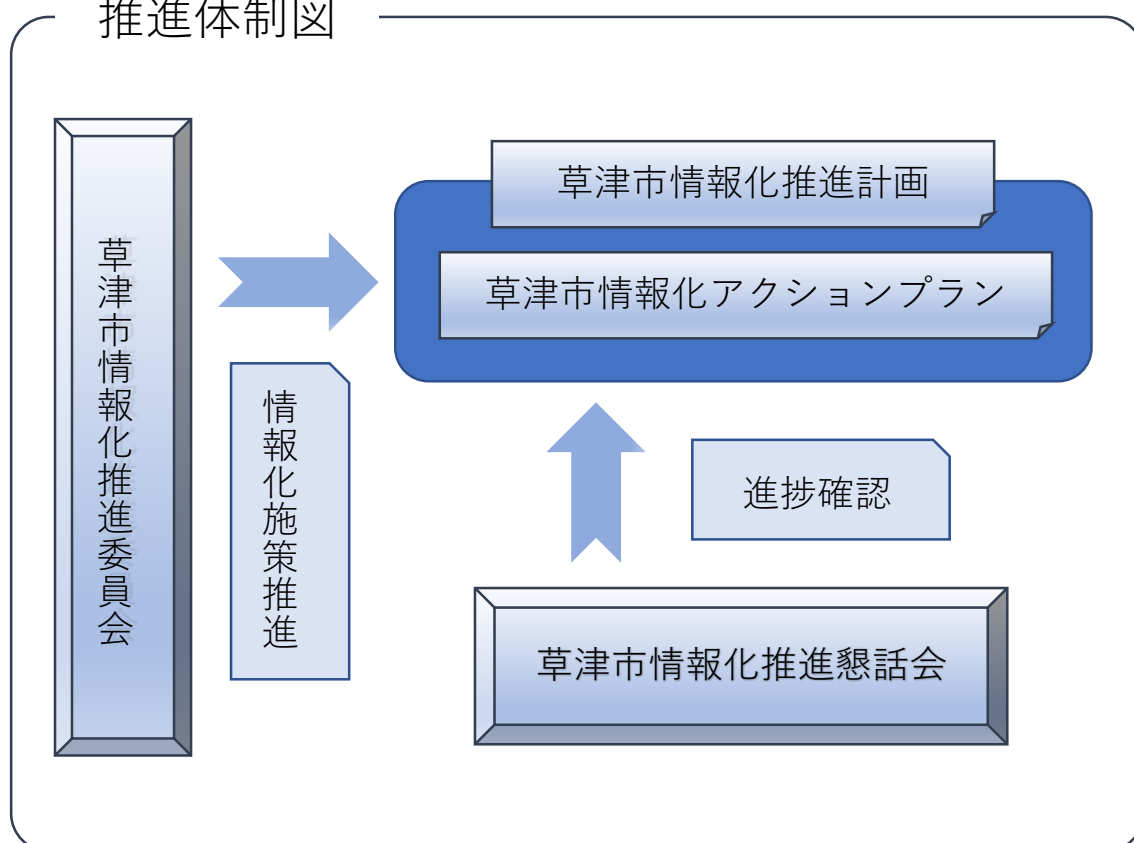
草津市情報化アクションプランにおいて、本計画の実行性を担保するための個別事業、スケジュールを定めます。

また、毎年度、PDCAサイクルにより草津市情報化アクションプランの見直しを行うことで着実に情報化施策を推進します。

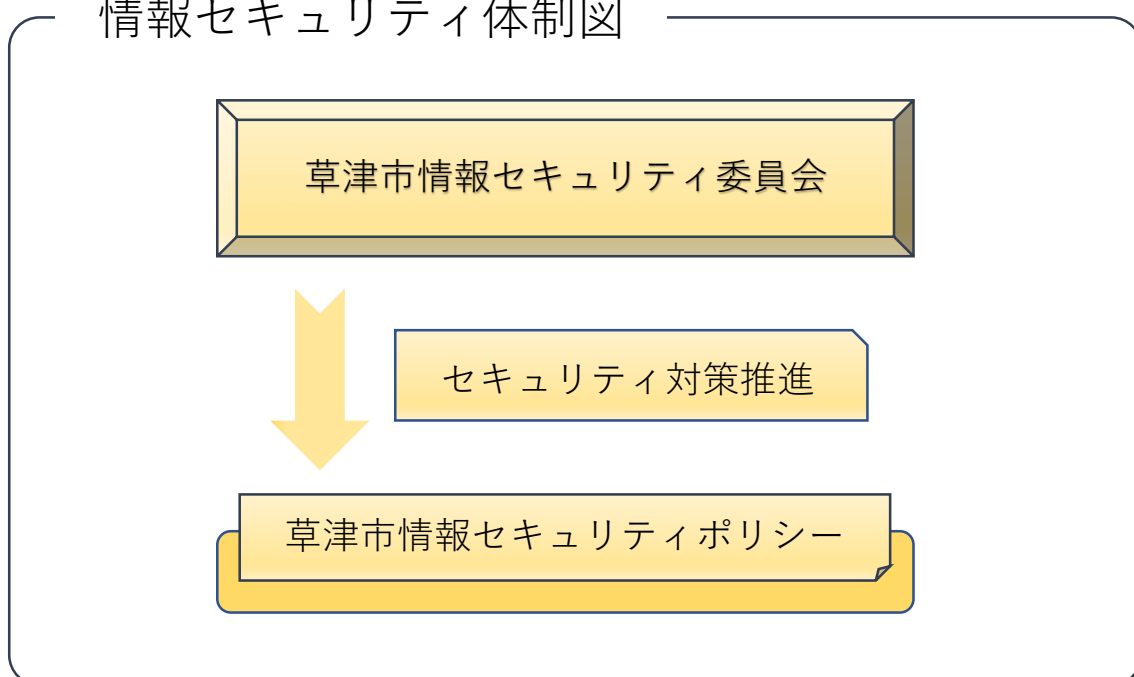
(3)情報セキュリティ

情報セキュリティについては、今後も本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策を総合的・体系的に推進する草津市情報セキュリティ委員会において、草津市情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を推進し、情報セキュリティを確保します。

推進体制図



情報セキュリティ体制図



用語集

用語	用語解説
A I	Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
E B P M	Evidence Based Policy Making の略で、統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。
G I S	Geographic Information System の略で、さまざまな地理データを、衛星やコンピューターなどを利用して収集、分析、処理し、地図情報とその他の情報を統合的に活用するシステム。地理情報システム。
I C T	Information and Communications Technology（情報通信技術）。かつては I T（情報技術）と呼ばれていたが、コミュニケーションの比重が大きくなった近年では I C T という言い方が定着している。
I o T	Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。
I T	Information Technology（情報技術）のことで、コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。その言葉の意味は広く、情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲にまで及ぶ。具体的には、コンピューターやインターネットを中心とするネットワークを活用し、会社の業務や生活に役立てるための技術を指すことが多い。現在は、「I C T」という用語が使われることも多い。
L A N	Local Area Network の略。ネットワークの種類のひとつで、建物内やフロア内といった狭い範囲にあるコンピューターで構成されたネットワークのこと。
L G W A N	Local Government Wide Area Network の略で、電子政府構想の基盤となる広域の行政専用のコンピューターネットワーク。地方公共団体のコンピューターネットワークを相互に接続し、情報の共有、行政事務の効率化を目的とする。総合行政ネットワーク。

P D C A サイクル	PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(評価)→ACTION(改善)を繰り返して、継続的に業務改善すること。
R P A	Robotic Process Automation の略で、人が設定した手順に従ってパソコンを使った事務処理を行う技術。
Society 5.0	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる、人間中心の社会。
Wi-Fi	無線 LAN アダプターのブランド名。米国の業界団体、Wi-Fi アライアンスが機器間の相互接続性を認定したことを示す。
アウトソーシング	企業が自社の業務を外部の専門業者などに委託すること。技術やノウハウを持たない企業でも、外注することで、専門性の高い業務や新規事業などに進出することが可能になる。自社で正社員を育成する場合に比べ、短期間かつ低コストで済むため、経営資源を有効活用できるというメリットもある。
アクティブ・ラーニング	教員からの一方向的な講義で知識を覚えるのではなく、生徒たちが主体的に参加、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養うのが目的。そうした力を養う授業手法として、議論やグループワークなどが挙げられることが多い。
アドレス	コンピューターやネットワーク上の特定の場所を示す住所のこと。
アプリケーション	ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェア。市販されているもののほか、特定の企業の業務に合わせて開発される業務用アプリケーションや、有志によって作成され、無償または寄付により配布されるものもある。
インクルーシブ	包含しているさま。含んでいるさま。包括的。
イノベーション	全く新しい製品やサービスを生み出すことで、技術革新と訳されることが多い。
インターネット	個々のコンピューターネットワークを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにした、ネットワークの集合体。

ウェブ	インターネット上で文字・画像などをレイアウトして見せ、簡単にアクセスできるようにするための仕組み。
ウェブアクセシビリティ	インターネットのウェブサイトにおける利用しやすさの度合い。ウェブサイトの文字の大きさや配色を見やすくしたり、音声などの代替情報を加えたりすることにより、高めることができる。
オープンデータ	「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことを言う。
オンライン	コンピューターがネットワークやほかのコンピューターと接続している状態。
クラウド	事業者等によって定義されたインターフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。
グループウェア	オフィス内外で共同作業する業務で、複数の人が効率よく作業するためのネットワーク環境を利用したソフトウェア。主に、情報共有やコミュニケーションを目的としたもので、電子メール、掲示板、電子会議、スケジュール管理、文書データベース、ワークフロー、プロジェクト管理などの機能がある。
コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも一か所で実現することを原則とする考え方のこと。
シェア	分かťこと。共有すること。
シェアリング・エコノミー	物・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。自動車を個人や会社で共有するカーシェアリングをはじめ、ソーシャルメディアを活用して、個人間の貸し借りを仲介するさまざまなシェアリングサービスが登場している。
システム	目的を遂行するための体系や組織。コンピューターの分野では、ハードウェア、ソフトウェア、OS、ネットワークなどの、全体の構成を指す。また、何らかの目的・サービスのために、ソフトウェアやハードウェアを連携して構築されたコンピューター環境のこと。
スマート	電子機器が組み込まれた。ハイテクであるさま。

スマート自治体（電子自治体）	国や地方自治体が、行政サービスの向上のために Web 上で行なっている行政サービスのこと。利用者にとっては、これまで紙、印鑑で行なってきた各種行政手続が、Web 上の情報交換のみでできるようになり利便性があがる。また、自治体の業務面でも、情報のペーパーレス化による効率化、双方向のコミュニケーションを可能にする電子メールや Web サイトを活用した業務の拡充が見込まれる。
スマート農業	先端技術を活用し、省力化や大規模生産、品質の向上などを目指す新たな農業。ロボットや AI、装置をインターネットで結ぶ IoT などの技術を、農作業や出荷の管理などに活用する。
スマートフォン	電話がかけられるだけでなく、インターネットを利用したり、パソコンのように「アプリ」と呼ばれるソフトを追加して機能を増やせたりする多機能な携帯電話の総称。
セキュリティ	コンピューターシステムの安全性やデータの機密性を保つこと。
タブレット	コンピューターの入力装置のひとつ。
デジタル	すべてのデータを一定範囲内の数値で表すこと、もしくは表した状態。より広い意味でとらえると、「世の中に存在するものや出来事などを、コンピューターで扱えるデータの形にした状態」を指す。
デジタル・ガバメント（電子政府）	行政手続にコンピューターやインターネットなどの情報技術を導入し、業務の効率化や行政情報の透明化を図ったシステム、および行政機構のこと。
デジタル・デバイド	情報格差ともいう。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等の ICT（情報や通信に関する技術の総称）を利用し使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。
デジタルファースト	デジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提としたサービス設計を行うこと。
ネットワーク	複数のコンピューターを接続して、相互に通信できるようにした状態。通信回路やケーブルなどを通してコンピューター同士を接続することで、情報の共有や処理の分散、メッセージの交換などが可能になる。

バリアフリー	障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
ブラッシュアップ	みがき上げること。学問などの再勉強や鈍った腕や技のみがき直し。また、一定のレベルに達した状態からさらにみがきをかけること。
プラットフォーム	アプリケーションが動作する環境のこと。ハードウェアの場合はコンピューター自体、ソフトウェアの場合は OS を指す。アプリケーションは、対応するハードウェアや OS といった動作環境を意識して開発されている。通常、ある OS 用のアプリケーションは、異なる OS のコンピューターでは動作しないため、プラットフォームが異なるという。
ブロードバンド	高速・大容量のデータ通信が実現するネットワークサービスのこと。
ベンダー	製品のメーカー、または販売会社のこと。基本的には、ユーザーへ製品を提供している会社を指し、開発のみに携わる会社はベンダーとはいわない。
ベンダーロックイン	コンピューターシステムなどを構築する際に、ある特定のメーカーの製品・システムサービスに依存した構成にすることで、他社への乗り換えが困難になること。
マイキープラットフォーム	マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きエリアと公的個人認証の部分。国や地方自治体といった公的機関や民間が活用できる空きエリア）を活用して、マイナンバーカードを利用する各種サービスを提供するための共通情報基盤。

マイナポータル	マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。
マイナンバー	日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。
マイナンバーカード	マイナンバー制度で、本人の申請により交付されるＩＣカード。氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・個人番号（マイナンバー）などが表示され、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できる。
リテラシー	読み書き能力。また、ある分野に関する知識やそれを活用する能力。
ロボティクス	工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作および運転に関する研究を行う。
ワンスオンリー	一度行政機関が提出を受けた情報は、原則再度の提出を求めない仕組みのこと。
基幹系システム	業務やサービスの中核となる重要システム。住民情報等の重要な個人情報を取り扱うシステムを指す。
公的個人認証サービス	インターネットを通じて申請や届出といった行政手続などログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカード等のＩＣカードに記録することで利用が可能となる。
創発	要素間の局所的な相互作用が全体に影響を与え、その全体が個々の要素に影響を与えることによって、新たな秩序が形成される現象。

草津市情報化推進計画

発行日 2020 年（令和 2）年 3 月発行

発行 草津市

編集 総合政策部情報政策課（市役所 7 階）

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

Tel 077-561-2326（直通）

Fax 077-561-2489

E-mail joho@city.kusatsu.lg.jp